



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 話題の言葉

#### 加齢臭予防・加齢臭対策

加齢臭(かれいしゅう)、いまやすっかりオナジミの言葉になりました。日本の化粧品メーカーにより発見・命名された体臭成分のことですよ。加齢臭は、オヤジ臭とも言われるところから、男性特有と思われがちですが、実は女性にも発生するんですよ!!

加齢臭は、男女に関係なく40歳を過ぎたころから発生します。この加齢臭の臭いの質は、チーズやロウソク、古い本の臭いに近いと言われます。

加齢臭の原因は、専門的には「ノネナール」といわれる成分です。これは、皮脂から分泌される9-ヘキサデセン酸という「脂肪酸」が空気中で分解することで発生します。この脂肪酸の分解を起こしやすくするのが、「過酸化脂質」です。喫煙、飲酒、ストレス、不規則な生活、脂っこい食事から生じるものようです。

対策その1 加齢臭を抑えるためには、原理的には加齢臭のもととなる成分自体を中和しておかないようにする。

対策その2 加齢臭の成分そのものを発生させないようにする。

つまり、「脂質の取りすぎを防ぐことによって、皮脂腺から出る脂肪酸の量を減らし」、また「抗酸化作用のある食べ物を意識的に摂取していくこと」が必要となりますね。

具体的には、「動物性脂肪の摂取を控える」、すなわち脂質の取りすぎを防ぐため、肉類(カルビや豚骨ラーメン・唐揚げなどのこってりしたもの)の食べすぎには注意しましょう。

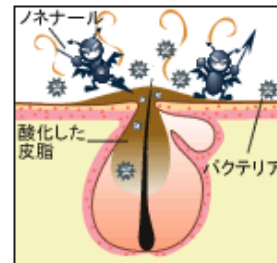
抗酸化作用成分である「ビタミンC」や「ビタミンE」、ゴマなどに含まれる「セサミン」、緑黄色野菜に含まれる「リコピン」「カロチン」等が豊富に含まれた食べ物を日ごろから意識してとる事が大切です。

ストレスは、生理機能の低下や多汗、皮脂の分泌過多を引き起こしてしまうので、日ごろからストレスを溜めないように心がけて、タバコやお酒・香辛料は、控えめにしましょう。

適度な運動も効果的ですから、軽いウォーキングやサイクリングをして、汗をかいた時は、シャワーではなくて湯船に浸かることも、速攻の加齢臭対策となるようです。

加齢臭予防として最近では、サプリメント・石鹸・シャンプーなどの消臭効果があるものも手軽に購入することができるようになりました。「あれ?この臭いは…」と心配しないように、できることから実践するといいですね。  
(青島 彩子)

ケアしていない肌(イメージ図)



▲ケアしない肌  
(皮脂が原因になり、ケアしないとキツイ臭いが発生!)

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

## Question (ふるさと納税)

私は、名古屋市に住んでいる会社員です。平成20年度税制改正でふるさと納税制度が創設されたことに伴い、私のふるさとである岐阜市に10万円を寄附したいと考えています。  
この場合、私が国や名古屋市に納める税金は10万円少なくなりますか？

## Answer

地方公共団体に対して寄附を行った場合、寄附金控除の制度により、所得税及び住民税が軽減されます。ただし、制度の適用を受けるための寄附金の最低額(5,000円)や税額控除の限度額があるため、支出寄附金の全額について税額が軽減されるわけではありません。

ご質問の事例の場合、仮にあなたの住民税の課税総所得金額が400万円であるとする、10万円の寄附に対して軽減される所得税及び住民税の合計額は、68,500円(<10万円)となります。

## 解説



「ふるさと」など特定の地域に貢献したい、応援したいという納税者の思いを活かすことを目的として、平成20年度税制改正において、個人住民税に「ふるさと納税制度」が創設されました。

### 【概要】

#### (1) 控除方式

税額控除方式(住民税から一定額を控除)

#### (2) 控除額(次のとの合計額)

(地方公共団体に対する寄附金 - 5,000円) × 10% (道府県民税6% + 市町村民税4%)

(地方公共団体に対する寄附金 - 5,000円) × (90% - 0 ~ 40%)

適用を受ける納税者に課される所得税の税率

なお、の額については、個人住民税所得割の10%が限度となります。

#### (3) 控除対象限度額(税額控除の対象となる寄附金の上限額)

総所得金額等の30%(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)

#### (4) 寄附金控除の適用下限額

5,000円(寄附金が5,000円以下の場合は、税額控除の対象となりません。)

### 【税額控除額の計算例】

ご質問の事例の場合の計算例は、次のとおりです。(住民税の課税総所得400万円、寄附金の額10万円、便宜上、所得税の課税総所得も400万円(所得税率20%)と仮定します。)

$$(100,000 - 5,000) \times 10\% = 9,500円$$

$$(100,000 - 5,000) \times (90\% - \text{所得税率}20\%) = 66,500円$$

$$400万円 \times \text{住民税率}10\% = 40万円(住民税所得割)$$

$$40万円 \times 10\% = 40,000円 \quad 66,500円(所得割の10\%を限度) \quad 40,000円$$

$$+ = 49,500円(住民税の税額控除額)$$

$$(100,000 - 5,000) \times 20\%(所得税率) = 19,000円(所得税の軽減額)$$

$$+ = 68,500円$$

住民税の寄附金税額控除額( )と寄附金控除による所得税の軽減額( )の合計は68,500円となり、寄附した額10万円の全額について税額が軽減される訳ではないので注意が必要です。

### 根拠条文等

所得税法 第78条(寄附金控除)

地方税法 第37条の2、第314条の7(寄附金税額控除)

お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで